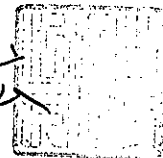


札幌市職員特殊勤務手当支給規則及び札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年12月9日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第40号

札幌市職員特殊勤務手当支給規則及び札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「豊成養護学校又は北翔養護学校」を「豊成支援学校又は北翔支援学校」に改める。

- (1) 札幌市職員特殊勤務手当支給規則（平成11年規則第11号）別表11の項第1号
- (2) 札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則（平成11年規則第18号）別表9の項第1号

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。